

(案)

平成23年8月 日

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県公立大学法人評価委員会

委員長 齋藤 寛

意見書

公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学に係る平成22年度財務諸表及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項及び同法第40条第5項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第34条第1項に規定する財務諸表の承認については、意見はない。
- 2 法第40条第3項に規定する利益処分の承認については、意見はない。

中期目標期間終了時における検討の実施方法について

1 根拠法令

地方独立行政法人法第31条

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。 ① ②

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。 ③

2 実施方法

